



# 町 辯

主宰辯護士 内野 経一郎 町場の屯田兵

## 東京第一法律事務所



### 法の防人として59年

埴輪武装男子像（複製）



ご縁のある方、ご紹介の方々に限り、業務委託契約に至らない場合でも、相談者の困り事に法的判断の方向性が見い出せるまで無料対応いたします。

相談料無料

1. 法律相談、事業・生活相談
2. 思案事、困り事相談
3. 公益的・制度改善提案相談

誰がどう考えても打つ手がない、絶望しかない、そんな時こそその辯護士です。主宰である内野経一郎の知識経験と事務所全体の調査力で対応できる限り何の御用であれ、私どもにご連絡を頂けることは嬉しいことです。

### 辯護士に意見を聞く際のポイント

質問事項、何が知りたいのか、どう解決したいのか、その実現のための条件は何か、そして、それを求める事案の概要を簡潔に

**5W1H(6W2H)** にまとめて下さい。

誰が Who

いつ When

どこで Where

何を What

なぜ Why

どのように How

**6W2Hの場合** ▶

誰に対して Whom

どれだけ How much

公共活動

地域あるいは国民皆の喜びになるようなことや、住民訴訟など、「公共のための活動」には実費のみでの活動を心掛けます。

個人的にも社会的にも経済的利益がなくても、地域または国民皆の喜びになるようなこと。「公共」のための活動（例：緑の保護活動は中野区で自ら起ち上げ、解決した例があります。）住民訴訟。誰かが得をしても損をしても「義を見てせざるわ勇無きなり」ともいうべき事案。



ご縁のある方、ご紹介の方々、信義・道理を外れた事案でお悩みの方、お声をかけてください。

**有料業務**

1. 紛争解決業務  
訴訟、調停、交渉業務
2. 法的支援業務  
法務実践、戦略法務、業務受託
3. 各種業務受託

外部との交渉が必要な場合、または法的支援が必要な場合は、受任契約を締結の上法律実務、辯護に当らせていただきます。

今後、当事務所のホームページ <https://www.uchino-law.com/> に大まかな費用の目安を載せていきますので、ご参考にしてください。

令和年度の解決案件割合 (%)

事件内容 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	事件別割合 (%)
明渡等不動産関係	28	35	28	58	33
損害賠償等金銭請求関係	16	10	32	0	16
相続/離婚等家事関係	28	17	20	18	23
会社/刑事その他	28	38	20	24	28
年度別合計 (%)	100	100	100	100	100

**制度  
支援  
活動  
改革**

社会の活性化、合理化、効率化、生活の豊かさ、交遊性の向上のための制度設計、改革、活動、陳情、請願、ロビー活動、住民訴訟等  
(辯護士法第1条2項後文に従う)



# 志操堅固

## 辯護士とはこんな仕事だ 辯護士の義務と徳目

### 辯護士の仕事とは

医師は「人間の生身の身体即ち生体の病理」を診断し、その診断を基に適切に治療し、健康に戻してくれます。

辯護士は人々の生活障害、即ち「人間と人間との関係の病理」を最終的には法という規範に照らしてどの法律にあたるかを診断して、より適切な法的手続きを採用して治療し「健康、健全な人間関係に戻す人間関係の医者」です。

人間関係の「健康」とは「和」の実現です。「和を以て貴しとなす」は、聖徳太子十七条憲法の第1条にあり、我が国の文化の基層です。辯護士はもつれた人間関係を「ほどいて」再び正常な、円滑な生活関係を復元するのが原則です。一刀両断に「切る」荒療治は、それが依頼者と社会のために適切と判断した時です。

### 町辯とは

辯護士には色々な専門分野がありますが「揉め事(困り事)承り所」と「賢い生き方指南所」看板を掲げるのが「市民事務所」即ち「町辯」です。医者で言えば昔の町医者。

今で言えば診療科目を色々あげているクリニックのような存在です。市民生活上の、あるいは中小企業の方々の日常的な法律问题、相続や取引上の困りごと、労働問題、交通事故などを扱う、病院でいえば総合診療科のようなものです。

辯護士は、自給自足の法の防人、法の屯田兵です。  
辯護士法第一条の規定は

(辯護士の使命)

- 第一条 辯護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
- 2 辯護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

### 辯護士の職務とは

辯護士法の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」といった漢語調の翻訳語は、ありていに言えば「法の番兵」として人々の生活利益を円満円滑な社会になるよう「世間的にそうだよなあ、それが筋だよなあ」と納得されるように法律を運用せよ、ということです。「使命とする」「命を使え」とあります。この仕事に「命を懸け、命を使い切れ」と読めます。

そして第2項で「誠実にその職務を行い」とあります。「誠実な職務」は辯護士の法的義務です。そのうえで「社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」とあり、他人迷惑な無茶を見逃さず、時代遅れの陳腐化した法律をより平等で、効率の良い法律に改正する努力をせよ、というのです。

所領を安堵し、所領の農民の生活を保護して農業生産をしてもらわねば、飯が喰えないのが武士とか。したがって、武士は与えられた所領を命を懸けて守ったとか。

だから「一所懸命」なのだといいます。「一所」ならぬ「一職」懸命は、辯護士の、町辯の生活規範です。

パーリー判事は辯護士道の七燈を誠実・勇気・勤勉・機智・雄弁・判断・友情とされます。(出典 E.A.パーリー著、櫻田勝義訳:弁護の技術と倫理-弁護の道の七燈-(日本評論社))

# 一職懸命





# 旗幟鮮明

依頼者の社会生活、人間関係上のいかなる悩みや苦しみであろうと、これを解決・取除くために決着点を明確にし、そこに向かって当事務所が持つ、あらゆる経験・知識を注ぎ込み、更なる研究を重ねて、的確・迅速・丁寧・親身になって常に相談者依頼者の心に寄り添い、強い意志で解決に当たります。

## 誠実な職務

「誠実な職務」という法的義務に従い、「弁護士は法の戦士であり、依頼者の心に寄り添う僧侶でもある」と心得、依頼者の立場に立ち尽くし、自分が

その立場になったらどうするか、共に悩み考え共に闘う「安心の事務所」を目指します。



司法研修所の終了講義の際、萩原太郎刑裁教官から「法曹の慎むべき徳の第一は『誠意』である」と教わりました。教官はケネディコインを示されながら、1961年のケネディ大統領の就任演説の一節“**Sincerity is always subject to proof.** (誠実には常に証明されなければならない)”を紹介されました。

依頼者の方が委任状に着手金を添えて弁護士に依頼すると、誰の監視もありません。依頼者の方はご自身であれこれ調べ考え、それでも手に負えないからこそ、事案の解決能力をもっている専門職業の弁護士に、誠心誠意事案の解決に努力してくれると信頼し、任せるのです。これに弁護士が応えるのは、弁護士の法的義務であり、契約上の義務であり、且つ職業倫理です。

## 的確

事案の内容を正確に把握し、最も適切な法律適用を目指すと共に手続き的にもこの事案では交渉が適切か、法的手続が良いか、法定手続ならどの方法が最適な解決か、この時期にはこの行動、この文書、この手続しか考えられないという内容手続、形式共に磨き抜かれた鋭い切り込みを心掛けています。

## 迅速

分かることはすぐお答えし、調べたことはすぐ報告します。調査が必要な事項は、期限を定め、第三者が関与しての役所の回答など不確定要素があっても催促し、極力早急な解決を目指しています。

## 丁寧

常に依頼者の方に何を考え、どう行動しているかご理解いただくよう、きめ細かく、意思疎通を図ります。そして、その事は相手方、裁判所、世間でも理解されるよう努めています。

## 親身

文字通り親が子を思う気持ちです。御依頼下さる方の心に寄り添い、御意向の法的実現と和の回復の方策に法律実務者、和の回復技能者として知恵を絞り、お気持実現のため行動します。





# 窮鳥入懷

世界中全てが敵であっても一人だけは味方がいる。  
そしてそれは心強い味方である。  
そう思っていたただける辯護士事務所を目指して。

## 法は世につれ世は法につれ

「最も強いものが生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることが出来るのは、変化に対応できる者である。」とダーウィンが言ったとか。

東京第一法律事務所も、技術の発達、社会構造の変化という世の生活の変化に柔軟に対応し、依頼者の方々から選ばれる事務所であり続けたいと思っております。

### 町場の喧嘩請負稼業

辯護士を天職と考え、世のため、特に弱いものの味方として、社会生活上の紛争を解決することに生涯をささげたいと念じております。

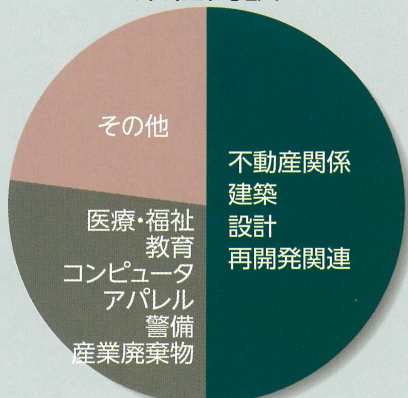
今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

(辯護士登録時の挨拶状より)

### お世話になっている 顧問先一覧表

ご支持くださっている顧問関与先は現在52社(公益法人含む)です。

### 業種内訳



主宰  
内野 経一郎





# 三人文殊

## 構成員および略歴

### 主要メンバー

主宰

**内野 経一郎** (17期) 昭和40年5月～  
宮崎県出身 中央大学法学部・同大学院

事務所跡継ぎとして

**内野 令四郎** (62期) 平成21年12月～  
東京都出身 東京大学法学部 学習院大学法科大学院

事務所カウンシルとして

**仁平 志奈子** (29期) 昭和52年4月～  
福井県出身 京都大学法学部

### アソシエイト

辯護士

**山口 暢子** (50期) 平成10年4月～  
愛知県出身 慶應義塾大学法学部

辯護士

**安部 敏広** (61期) 平成20年12月～  
岩手県出身 中央大学法学部 専修大学法科大学院

辯護士

**奥 富 昌吾** (63期) 平成22年12月～  
埼玉県出身 中央大学法学部 明治大学法科大学院

辯護士

**若山 由佳** (64期) 平成23年12月～  
宮崎県出身 中央大学法学部 一橋大学法科大学院

辯護士

**長野 宰士** (72期) 令和元年12月～  
東京都出身 上智大学法学部 上智大学法科大学院

辯護士

**若 菜 恭** (74期) 令和5年6月～  
神奈川県出身 東京大学法学部中退 司法試験予備試験

### 支援専門家

客員辯護士

**藤本 哲也** 平成23年～  
愛媛県出身 中央大学法学部・同大学院  
カリフォルニア大学大学院 中央大学名誉教授

客員辯護士

**福崎 伸一郎** (31期) 令和元年5月～  
福岡県出身 東京大学法学部

司法書士

**池田 修** 昭和59年～  
東京都出身 中央大学法学部



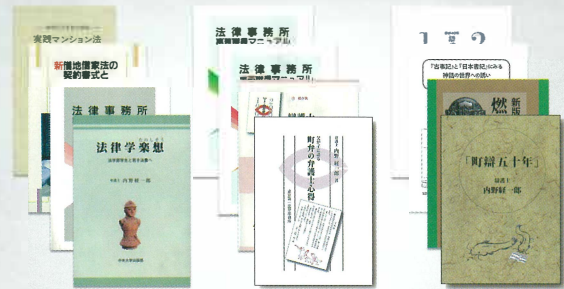
主宰 内野 経一郎

後継 内野 令四郎

### 内野令四郎からのごあいさつ

当事務所代表の内野経一郎が辯護士登録した際の  
辯護士倫理規定には、辯護士の持つべき気構えと  
して「辯護士は、正義を尊び自由を愛する。」  
「辯護士は、財を貪らず権勢におもねらない。」  
との規定がありました。本パンフレットも含め、  
まさにこの規定通りの仕事ぶりであり、二代目と  
して、その精神を受け継ぎつつ、更に高度な実務  
対応を目指しますので、皆さまの一層のご指導を  
宜しくお願い申し上げます。

### 内野 経一郎 著書



実践マンション法入門  
新借地借家法の契約書式とチェックポイント  
法律学楽想  
法律事務所事務職員マニュアル パラリーガル業務編  
法律事務所事務職員マニュアル 秘書業務事務所運営編  
日本文明論試案  
町辯 50年  
新版 燃えよ中大！  
父が子に語る町弁の辯護士心得

※受任訴訟事案及び日常の業務活動報告や法律雑誌掲載事件の内容等は、随時ホームページに公開します。

<https://www.uchino-law.com/>



## 経営方針

1. 辯護士法、辯護士倫理綱領、辯護士会々則を遵守する。
2. 依頼者の要望を物心共に法律に従い誠実に実現する。
3. 法の技術力を錬磨し、情報力を強化するため科学技術を活用する。
4. 権利の実現、和の回復のため、身を削り、厳しく闘う。

## 東京第一法律事務所

(登録商標第5619941号)



アクセス ▶ 「市ヶ谷駅」から徒歩6分

業務時間 ▶ 9:00～17:30

事務所休業日 ▶ 土曜日・日曜日・祝日

年末年始 ▶ 12月29日～1月7日

ゴールデンウィーク ▶ 4月29日～5月5日

夏季休暇 ▶ 8月10日～8月20日 (緊急時は時間外・休日を問わず対応いたします)

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル505号室

TEL:03-3230-4041 FAX:03-3230-4050

E-mail office@uchino-law.com

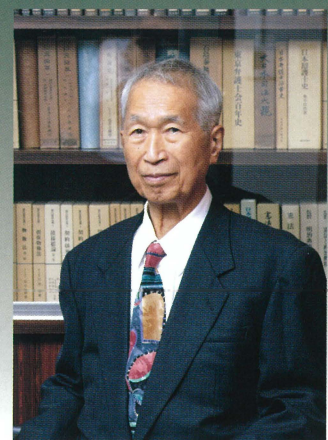
https://www.uchino-law.com/

個人ブログ <http://kei-ichi-rou.cocolog-nifty.com/blog/>

## 経営理念

「世界中全てが敵であっても一人だけは味方がいる。そしてそれは心強い味方である。」という安心信頼の事務所でありたい、と考えます。

当事務所は、辯護士の使命である「誠実な職務」を自覚し、的確、迅速、丁寧、親身を旨とした仕事を心掛けています。



主宰 内野 経一郎

ご縁を大切にしたいと思っています。



埴輪武装男子像 (複製) 表紙の埴輪武装男子像は故郷宮崎の旧友より辯護士登録の際「法の番兵だろ!」と贈られたものです。